

1 計画策定の趣旨

障害者基本法*は、国、都道府県、市町村それぞれの役割、責任分担に配慮し、また、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、障害者福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、それぞれ主体的に計画を定めなければならないとしています。

国の障害者基本計画においては、我が国が目指すべき社会を障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会とすることを掲げています。

国の障害者施策は、障害者基本計画に基づく諸施策により、共生社会の実現に向けて施設から地域生活への移行を着実に推進するとしています。

周南市におきましては、平成17年3月はじめての障害者福祉計画を策定し、保健、医療、福祉の範囲にとどまらず幅広い分野にわたる施策を推進してきました。

このたびの障害者福祉計画は、周南市における今後の障害者諸施策の着実な推進と更なる発展を図るため、平成22年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について定め、国、県の計画を基本とするとともに、「周南市まちづくり総合計画後期基本計画」、「周南市地域福祉計画」、「周南市障害福祉計画*」との整合、連携を図りながら、障害者の自立支援に向けて実効ある計画として策定するものです。

2 計画の基本理念

全ての障害者施策を展開するにあたり、地域で一人の市民として普通の生活を営むことができる「ノーマライゼーション*」と、それぞれのライフステージにおいてその能力を最大限に発揮できるように、自立と社会参加を促進し、主体的な生活を営むための「リハビリテーション*」、更に、長所に着目することで自己に自信を持ち、自己実現するために主体的に取り組む「エンパワメント*」の考え方に基づき、この計画の基本理念を、

『障害のある人もない人も、ともに生きるあたたかいまち、周南』

と定めます。

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の三つの基本目標により施策の方向性を定め、施策の展開を図ります。

基本目標1 「自立・社会参画の支援」

障害のある人が、自らの能力を発揮し、自らの選択と決定のもとに社会のあらゆる活動に参加・参画できるよう支援します。

障害のある人や障害に対する市民の理解と、障害者への配慮等について市民の協力を得るため、市民の参加による啓発・広報活動を推進します。

障害のある子どもに対し、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携により、特別支援教育*の更なる充実を推進します。

雇用施策に加え、福祉施策や教育施策と連携した支援等を通じて、障害者の就労支援の更なる充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション・文化活動等を通じ、障害のある人の主体的な社会活動への参画を促します。

基本目標2 「地域生活支援の充実」

乳幼児期から高齢期までのライフステージや障害の特性に応じて連続性を持った支援を行います。

乳幼児期における障害の早期発見と療育体制の充実に努めるとともに、相談支援体制を強化し、障害福祉サービス*や地域生活支援事業*などの充実により、障害のある人の地域生活を総合的に支援します。

基本目標3 「暮らしやすいまちづくりの推進」

公共施設等のバリアフリー化の徹底と、手すりやスロープ、点字誘導ブロックなどの施設整備により、ユニバーサルデザイン*に配慮したまちづくりを進めます。

障害のある人が地域で安心かつ安全に生活できるように、外出支援施策の推進をはじめ、災害時の支援体制の整備や、防犯対策に取り組みます。

4 計画の期間

この計画の期間は、「周南市まちづくり総合計画後期基本計画」との整合性を図るため、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や、今後の障害者施策の動向を慎重に見守りつつ、この計画に変更が必要な場合は、見直しを行います。